

函館市公立保育園給食に係る食材の放射性物質検査実施要項

1 目的

この要項は、公立保育園給食のより一層の安全と安心を確保するため、公立保育園給食用食材の放射性物質検査について、必要な事項を定めるものとする。

2 検査項目

放射性セシウム（セシウム134およびセシウム137）とする。

3 検査対象食材

平成23年4月4日に原子力災害対策本部が定めた「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」により、国が検査対象自治体に対し放射性物質の検査計画の策定および検査の実施を求める検査対象品目を対象とする。

4 検査の頻度

検査対象となる食材がある場合、おおむね月3回、1回あたり1品目を検査する。

5 検査食材の調達等

検査用食材は、使用日の前日までに調達し、検査機関に持ち込むものとする。

6 検査後の対応

検査の結果、「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）に基づく基準値（一般食品100ベクレル/kg）内であった場合についても、保育園給食用食材という観点からより一層の安全と安心を期するため、セシウム134またはセシウム137が市が定める基準値（4ベクレル/kg、以下「基準値」という。）を超えて検出された場合は、公立保育園給食で使用しないものとし、他産地の食材に変更するなどの措置をとるものとする。

なお、放射性セシウムが基準値を超えて検出された場合、同一産地の同一食材は、日を別にして再検査を行い、基準値以下であると確認した上で使用するものとする。

7 検査結果の公表

検査機関からの検査結果を受領後，速やかに市のホームページで公表するほか，公立保育園に掲示する。

附 則

この要項は，平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要項は，平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は，令和5年4月1日から施行する。